

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和8年1月26日(月) 午後16時00分～17時15分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1番 迎 幸枝	2番 田中 恵	3番 欠 席
4番 渡邊 稔	5番 永島 宏行	6番 川原 浩	7番 森 計人
8番 琴浦 清	9番 森 武敏	10番 清心由紀美	11番 森 土雄
12番 宮脇喜八郎	13番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉 書記 坂本 修一 光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地改良届について 2件

5. 議 事

議案第24号	農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について	14件
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

6. その他

事務局長	<p>時刻となりましたので1月期の農業委員会総会を始めたいと思います。本日の欠席ですけれど、松尾委員と下野委員が欠席となっております。迎委員と福田委員が遅れてこられます。以上です。会長の方からよろしくお願いします。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。1月の下旬ですけど改めまして、新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。</p> <p>年明けてから、工業団地の視察に関係地区の方と行きました。規模が違うので、すぐに参考になるようなところは一部分しかなかったかもしれませんが、改めて後ほど事務局より説明をしたいと思います。1月20日に県の事務局合同会議がありました。清心さんのおかげで農業者年金の方も目標達成しました。ありがとうございました。あと農業新聞は各委員さんそれぞれ登録いただいておりますけど、数的に足りませんので、お近くに知り合いとか特に議員さんとかいらっしゃいましたらご紹介いただければ助かるかなと思っております。そういう事で今日は新年会等が控えておりますので、先に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員につきましては、4番の渡邊委員さんと5番の永島委員さんの方にお願ひしたいと思います。</p> <p>早速ですけど、4番の報告事項に入らせていただきます。事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。農地改良が今回は2件あります。1件目が中尾郷615、636、638-1の3筆、名義人が中尾郷の方で、届け出をされた方は息子さんです。内容が茶畑を花き栽培に変更するという事で、サカキを植えられるという事で農地改良申請が出てきています。隣接農地が多いですが、全て同意はもらっております。場所が4ページに載せております。中尾の尾上製茶や藤田製茶さん等がある近くの農地なんですけど、下の拡大地図の方に番号を打って、写真を撮ってきております。上の⑤番の方が高くなっていて①番の方に向かって斜面になっているんですけど、ここを4段ぐらいの段差にして平らな感じにして、サカキを植えられるという事でした。盛土規制法の申請が不要になる範囲内での工事を行うという事で言われておりました。こちらが事前に着工したいという事で、本日はなく事前に現地の確認を会長と委員さんと一緒に行っております。現地を確認したんですけど、盛土規制法についての確認をしていただいて、あとは特に問題がないかなという事で現地を確認しております。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。事務局から説明がありましたように、事前に現地確認を行っております。地元の藤田委員さん、森委員さん補足とかありましたらお願いします。</p>
森（土）委員	<p>11番の森です。9日の日に現地確認へ行ってきました。主に自分の家の近く周りというところで、そんなに畑を扱わないと、段差を増やして枚数を増やしてなだらかに仕上げるという事でした。それで一つ私が気づいたところは、上に茶工場があるんですけど、</p>

	<p>それから写真を見てもらえばわかりますけど丁度境界沿いに⑤から③、①と排水が 240 ぐらいのU字溝が上から排水として残っております。それは現状で対応するという事で言われましたので別に今までのような状態のままだと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
藤田委員	<p>茶畑は既に荒れていた状態だったので、今回綺麗にサカキを植えるという事でよかったんではないかと思います。排水に関しては今森委員さんから話がありました通りですのでいいじゃないかと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。他の委員さんから質問とかございましたら。ここは盛土規制法で県の方が初めて現地確認に来られたそうです。今までは現地検査対象の場所はありませんでしたが、ただ盛土規制法にかからない状態にするということで、申請は不要ということでしたので特段問題ないかと思われます。ご意見がなければ次に進みたいと思いますのでよろしいでしょうか。</p>
森土雄委員	<p>盛土の方はよかったですか。</p>
議長	<p>盛土規制法は県の方が確認に来て、申請が必要にならないよう、当初予定は3段の段差にする予定だったのを4段にすることで大丈夫だったようです。はい、それでは2件目の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番目の申請に入ります。法音寺郷 813-1、現状地目は田になります。面積は 428 ㎡、名義人は長崎市の方、今回改良届を出された方が菅無田の方になります。こちらは段差を解消して作業性の向上という事で段差を削って盛る工事になっております。こちらも所有者と隣接農地の同意は得ております。こちらの着工が1月15日から始めたいというご希望がありましたので、先ほどと同じ日に現地確認に会長と委員さんで行っております。地図が5ページになります。旧大楠小学校近くの川沿いの農地になるんですけど、赤く囲んでいるところの中にピンク色で色を付けた部分だけ触るという事で、白い点線の上側が高くなって下が低いのですが、上側を切って盛って平らにするというような工事になります。写真もあるんですけど、22ページが現況写真になっています。黄色の枠で囲っていた赤の点線を付けているんですけど、上を切って下に土を盛るような工事です。隣接になっている方の農地の上のここは触らないという事であがってきていました。現地確認に行った時にパイプラインが通っているんじゃないかと色々調べたんですけど、今回触るところにはパイプラインは埋まっていないという事だったので、特にその辺は問題ないという事になりました。他には問題ないかなという事で現地では確認をしております。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。事務局から説明があった通りに事前に現地確認をして</p>

川原委員	<p>おります。地元の山下委員さん、川原委員さん何か補足とかございましたらお願いします。</p> <p>はい、川原です。9日に山下委員さんと事務局の方、会長と現地確認をしました。現地確認をしましたところ、何も問題ないかと思えます。排水の方は川の方に流れるようになっておりますし、隣に畑を持っている方とも話をされていたので、私からは何も問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今の地元委員さんからも問題ないということですけど、皆さんからご質問とかございましたらお受けしますけど。何もないですか。何もないという事で先に進めていきたいと思えます。</p> <p>それでは5番の議事に入りたいと思えます。議案第24号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということで14件ありますが、同一者が借りられている場合はまとめて進めていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。</p> <p>説明に入る前に大原委員退席をお願いします。</p> <p>(大原委員退室)</p>
事務局	<p>資料が28ページになります。議案第24号農用地利用集積等促進計画の公告についてということで、申請番号1番です。菅無田郷1421-1、坂本郷1463-1、1839-1の3筆出ています。最初の菅無田郷と最後の坂本郷については田です。真ん中の1463-1は茶畑になります。貸す方が佐世保市の方、中間管理機構を通して借りる方が坂本郷の方になります。これが令和8年4月10日から令和18年4月9日までの10年間の契約です。基盤強化法からの継続ということで、基盤強化法で借りられていた分が終期にきていましたので、中間管理機構の契約で継続で借りなおすという内容です。場所が36ページから載せています。まず菅無田郷の方が、町道大野原高原線を中尾の集落の方に上って行く途中の、新幹線より手前の方の町道沿いの田んぼになります。坂本郷の方は1463-1が国道34号を嬉野方面に上って行きますと、消防団詰所と福田製茶さんがあるんですけど、そこから上って行った茶畑です。堆肥小屋のすぐ前の茶畑1筆になります。もう一つ同じく坂本郷1839-1は、先ほどの国道34号の福田製茶さんを過ぎてすぐ右手の方に坂本コミュニティセンターがあって、そこから下って行った借り手の方の自宅がある付近の畑になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局より説明がありましたように、この件につきましてご質問とかご意見とかありましたらお願いします。基盤強化法からの継続という事で特段問題はないかと思えますが、何かありましたらご意見をお受けしますけど。何もないでしょうか。それでは1番につきまして採決を取りたいと思えます。1番につきまして問題ないと許可相当と思われる方は、挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思えます。</p>

事務局	<p>しばらくお待ちください。</p> <p>(大原委員席に戻る)</p> <p>次の説明に入ります。申請番号 2 番から、資料で言うと 29 ページからになります。これが 2 番 3 番、次の 30 ページの 4 番 5 番までが借りる方が同じ方なので、まとめて説明をしたいと思います。まず 2 番です。彼杵宿郷 1637-4 の茶畑になります。これが賃貸借権の契約で、反で言えば 5,000 円面積に直すと 12,085 円、貸す方が法音寺の方、公社を通して借りる方が中尾郷の方、これが令和 8 年 4 月 10 日から令和 18 年 4 月 9 日まで 10 年間の契約です。新規なんですけど、以前別の方が中間管理機構を通して借りていたんですが、その方がお茶を辞められるということで令和 7 年に解約をしています。その後を引き継いで借りられるというような内容です。場所が 39 ページに載せています。町営の工業団地がありまして、広域農道のところからさらに上って行って所にロータリーがあります。さらに上って行って水道施設のすぐ横の茶畑になります。</p> <p>29 ページに戻って申請番号 3 番です。彼杵宿郷 1643-1 の茶畑になります。これは使用貸借になっております。貸す方が三根郷の方、公社を通して借りる方が同じ方です。こちらも 10 年間の契約です。令和 8 年 4 月 10 日から令和 18 年 4 月 9 日までで、これも同じく辞められた方の後に引き継いで借りられるというような内容になっております。位置図が 40 ページに載せています。先ほどの茶畑の下の茶畑になります。水道施設のすぐ横が先ほど説明した茶畑なんですけど、その下の茶畑 1 筆になります。</p> <p>30 ページに戻りまして申請番号 4 番です。2 筆あります。まず一つが彼杵宿郷 1643-2 ともう一つは千綿宿郷 1489、2 筆とも茶畑になります。こちらも 2 筆とも反あたり 5,000 円の賃貸借契約になります。彼杵宿郷の方が面積で直すと 4,400 円、千綿宿郷の方が面積で直すと 17,095 円です。貸す方が千綿宿郷の方、公社を通して借りるのが、先ほどと同じ方になります。こちらも 10 年間の契約で令和 8 年 4 月 10 日から令和 18 年 4 月 9 日まででこれも新規で、同じく辞められた方の後を引き継いで耕作されるという事になっております。場所が 41 ページに載せています。彼杵宿郷の茶畑については、先ほどの隣の茶畑になります。そして 42 ページ、もう一つの千綿宿郷は赤木池の上で、町道の宿太ノ浦線と広域農道の交差点の上に赤木池というため池がありまして、その近くの茶畑になります。</p> <p>30 ページに戻りまして申請番号 5 番です。2 筆ありまして、一つは彼杵宿郷 1649 ともう一つは千綿宿郷 1488、こちらも賃貸借契約です。反あたり 5,000 円の契約になります。面積に直しますと彼杵宿郷の方が 9,790 円、千綿宿郷の方が 16,260 円、貸す方が八反田郷の方、公社を通して借りるのがこちらも先ほどと同じ方です。これも 10 年間、令和 8 年 4 月 10 日から令和 18 年 4 月 9 日までで、新規になっています。農地台帳上は以前の契約がなかったんですけど、持ち主さんは農業をされていないので、4 番の農地と隣接の農地なので、おそらくお茶を辞めた方が一緒に耕作されていたんじゃないかなと思われます。場所が 43 ページに載せています。彼杵宿郷の方が先ほども説明しました水道施設の近くの茶畑の、またすぐ下の茶畑になります。そして 44 ページ、もう一つの千綿宿郷は 4 番の畑のすぐ下の茶畑です。赤木ため池のすぐ上にある茶畑になりま</p>
-----	---

<p>議長</p>	<p>す。この方が借りられる分については以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございました。数が多くてわかりにくかったと思うんですけど、大まかに分けて赤木の千壽寺高野というところの一角と、千綿宿郷の上の一角です。大体おおまかに2か所、お茶を辞めた方が作られていた畑を、今回別の方が借りるという事があります。何か質問等ございましたらお受けしますけど。大丈夫ですか。実際作っていただいて助かったかなというくらいです。ご意見がなければ採決に入りますけどよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>はい、ありがとうございます。今説明しました2番から5番までについて問題ないと賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。次をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料が31ページになります。申請番号6番です。木場郷1321-1、1321-3、2筆とも田になります。こちらが反あたり9,000円で面積に直せば1321-1は4,104円、1321-3が3,078円になります。貸す方が木場郷の方、中間管理機構を通して借りる方が木場郷の方、これが10年間の契約で令和8年4月10日から令和18年4月9日まででこちらも、以前基盤強化法で借りられていて終期が来ていましたので、今回中間管理機構で継続で借りられるというような申請になっております。場所が45ページに載せています。広域農道がありまして、木場の研修施設と、木場のおむすびさん近くの交差点を右側の方に下って行ったところの両サイドの田んぼになります。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。今の件につきまして何かご質問とか委員の皆さんから質問とかございましたらお受けしますけど。何もないでしょうか。何も無いようでしたら採決の方に入りたいと思います。6番の説明につきまして問題ないとと思われる方は挙手を持ってお願いします</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。続きまして事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、資料の31ページになります。申請番号7番です。彼杵宿郷1662-5の1筆で茶畑になります。これは1筆10,000円で借りるという契約です。貸借契約です。貸す方が彼杵宿郷の方、公社を通して借りるのが彼杵宿郷の方で、これが10年間の契約で令和8年4月10日から令和18年4月9日までです。新規の契約なんですけど、元々ここもお茶を辞められた方がされていたので、去年の8月で解約が出ておりました。それを今回引き継いで耕作されるという事です。場所が46ページに載せています。これも赤木の町営の工業団地から上って行ってロータリーがありまして、さらに上って行くと水</p>

議長	<p>道施設があります。先ほどまでの申請分のすぐ横の茶畑になります。水道施設の下のあたりになります。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。赤木の方で広くお茶をされている方なので、特段問題ないかと思います。何か質問があればお願いしたいと思います。無いようでしたら採決の方に入ってよろしいでしょうか。それでは7番につきまして許可すると問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。許可する方向で進めていきたいと思います。続きまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料が32ページになります。こちらが申請番号8番と9番と次の33ページの10番まで借りる方が同じ方なのでまとめて説明をします。まず32ページの8番。3筆ありまして法音寺郷813-1、830-1、841-1で3筆とも田になります。これが使用貸借になっておりまして、貸す方が長崎市にお住いの方、公社を通して借りるのが菅無田郷の方で、令和8年4月10日から令和18年4月9日までの10年間で新規の契約です。こちらが中間管理機構の方が物納の取り扱いが今年度からできなくなっていますので、使用貸借なんですけど、相対で個人間で米を渡されるという事で聞いております。8番の場所が47ページに載せています。国道34号線から下って行くと旧大楠小学校があるんですけど、その下あたりです。丁度広域農道の起点になる場所の辺りの田んぼが3筆になっております。</p> <p>次に申請番号9番の説明に移ります。32ページになります。こちら1筆です。法音寺郷829-5で田になります。使用貸借の申請で貸す方が法音寺郷の方、公社を通して借りるのが同じく菅無田郷の方で10年間の契約です。令和8年4月10日から令和18年4月9日までで、これも中間管理機構の物納が出来ないという事で相対で米を渡すという事で聞いております。場所が48ページに載せてあります。先ほど説明をした田んぼのすぐ近くの田んぼになります。広域農道の起点の所の横の田んぼ1筆829-5になります。</p> <p>戻りまして33ページになります。申請番号10番です。菅無田郷154-1、236の2筆になります。2筆とも田になります。貸す方が菅無田郷の方、中間管理機構を通して借りる方が同じ方で菅無田郷の方です。10年間の契約です。令和8年4月10日から令和18年4月9日までで新規です。これも使用貸借ですが米を個人間でやり取りされると聞いています。場所が49ページに載せています。先ほど説明した2件の田んぼの近くになります。橋を渡って旧大楠小学校の方に上って行くすぐ入口の所です。すぐ下の田んぼ1筆になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今説明がありましたけど、この件に関しまして何かご質問とかご意見とかありましたらお受けしますけど、何もないでしょうか。何も無いようでしたら採決の方に入らせてもらっていいでしょうか。それでは8番から10番まで</p>

事務局	<p>につきまして許可する方向で問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします (挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。 それでは 11 番ですけど、藤田委員退席をお願いします。 (藤田委員退室)</p> <p>次にいきます。33 ページになりまして、これも申請番号 11、12、13、14 番までが借り る方が同じ方なのでまとめて説明をしたいと思います。まず申請番号 11 番です。1 筆 になります。彼杵宿郷下赤木 1867 で茶畑になります。反あたり 10,000 円の賃貸借契約 です。面積に直すと 10,530 円で貸す方が彼杵宿郷の方、公社を通して借りる方が中尾 郷の方で、20 年間の契約になります。令和 8 年 4 月 10 日から令和 28 年 4 月 9 日ま で新規の契約です。位置図を 51 ページに載せています。赤木の町営の工業団地があり まして、広域農道を大村方面に下って行きますと萌香園さんがあります。萌香園さんの 反対側を入れて行ったところの茶畑 1 筆になります。</p> <p>次に 34 ページに戻りまして、申請番号 12 番です。彼杵宿郷下赤木 1869 の 1 筆の茶畑 になります。使用貸借の契約です。貸す方が三根郷の方、公社を通して借りるのが同じ 方になります。こちらも 20 年間の契約です。令和 8 年 4 月 10 日から令和 28 年 4 月 9 日までで新規の契約になります。場所が 52 ページに載せています。先ほど説明した茶 畑の隣の茶畑になります。ちょうど萌香園さんの反対側です。</p> <p>次に 34 ページに戻りまして申請番号 13 番になります。彼杵宿郷下赤木 1820-1、1868、 1870、1871、1875-1、1876-1 の 6 筆で作物は茶になります。これも反あたり 10,000 円 の契約になります。面積に直すとそれぞれ 8,540 円、9,550 円、8,040 円、9,490 円、 13,310 円、18,900 円です。6 筆合計で 67,830 円になります。貸す方が三根郷の方、公 社を通して借りるのが先ほどと同じ方で、20 年間の契約です。令和 8 年 4 月 10 日 から令和 28 年 4 月 9 日までです。位置図が 53 ページに載せてあります。先ほど説明した茶 畑の周りになります。上の航空写真の方に黄色い破線で囲っているところに一つだけ色 が付いていないのが先ほど説明した茶畑、周りに色づいているのが今説明している茶畑 になります。こちらを今回借りられる内容になっております。</p> <p>次に 35 ページに戻りまして、申請番号 14 番です。これも同じ彼杵宿郷下赤木の茶畑に なります。4 筆ありまして、彼杵宿郷下赤木 1818、1819、1821-1、1822 で作物がお茶に なります。これも反あたり 10,000 円で借りる賃貸借の申請内容です。上から面積に直 すと 14,060 円、9,400 円、10,300 円、12,500 円で 4 筆合計で 46,260 円の契約です。 貸す方が三根郷の方、これは未相続の農地になっておりまして、相続人代表の方が契約 者となっております。公社を通して借りるのがこれも同じ方で、これも 20 年間の契約 です。令和 8 年 4 月 10 日から令和 28 年 4 月 9 日までで新規の契約になっております。 場所が 54 ページに載せています。先ほどの茶畑の隣です。西隣の茶畑になりまして先 ほど説明した茶畑を囲むような周りの茶畑 4 筆になります。説明は以上になります。</p>
議長	はい、ありがとうございました。ここは大体全て繋がった農地で、お茶を辞められた方

	<p>の所を全て今回借りられるという事で、よかったのではないかと思います。皆様からのご意見とかご質問がありましたらお受けしますけど。何もないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入りたいと思います。一括でいきたいと思います。11番から14番までの議案につきまして問題ないと賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします (挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。 (藤田委員席に戻る)</p> <p>それでは議案第25号「農地法第5条に規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。訂正をお願いします。権利のところは所有権移転無償と書いていますが使用貸借による権利の設定になります。場所が菅無田郷784番地、地目が畑で面積が75㎡、渡される方が菅無田郷の方、受ける方が大村市の方、親子間の使用貸借永久で一般個人住宅を建てられるという事でした。次のページに地図が載っています。こちらすみません、所有権移転と書いてはいますが、使用貸借による権利の設定になります。場所が旧大楠小学校のそこから下りて行った近くの、住宅が集まっているところの一角になるんですけど、下の写真に載っている③番と書いてある家がお父様の家で、その土地と併用して一つ残っていた784の土地を転用して家を建てられるという事です。次のページの57ページから写真があります。家の前に残っている、周りに農地がない残った農地1筆を転用して家を建てられるという事で、お父様の家の管理をされると申請があがってきております。本日会長と農業委員さん達と一緒に現地確認をしてきたんですけど、排水の問題もなく、周りに農地もないということで問題ないでしょうという事でした。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったように午前中に現地確認を行っております。地元委員さんと当番委員さんと見てきました。地元委員さんから何か補足とかございましたらお願いします。 (「別に、大丈夫でしょう」の声)</p> <p>当番委員さんからはないですか、大丈夫ですか。事務局から言われましたように、周りに農地がなくポツンと日の当たる畑で特段問題なく大丈夫だと思います。何か皆さんからご質問とかありましたらお受けしますけど。採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。 (「はい」の声)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは議案第25号の件につきまして許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。議案第25号につきましては賛成多数で許可する方向で</p>

事務局	<p>進めていきたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p>これで議事は終わります。</p> <p>すみません訂正で、先ほど中間管理事業の説明をした時に申請番号 10 番の 49 ページで場所を説明した時に 154-1 番のみ説明をして 236 番の説明を飛ばしていました。50 ページに 236 番の田んぼを載せていまして、旧大楠小学校のプールがあった近くに、菅無田の研修施設があって、更に川側の田んぼです。説明が飛んでいました。</p> <p>また、議案の方で 35 ページで代表相続人の方を三根郷の方と説明をしたんですけど、54 ページの地図の方には川棚町と書いています。川棚町の方が正しいです。訂正をお願いします。</p>
-----	---

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

4 番

5 番